

「ちょい困サービス」とは (訪問型サービスB)

3人以上の
地域住民主体の団体
(法人格の団体を除く)



困ったなあ。でも
頼れる人が身近に
いない・・・

要支援1・2
事業対象者
要介護1から5



利用料

サービス提供

支援

流山市

補助金の交付



担い手養成研修



サービス内容

生活のちょっとした困り事



電球交換

草刈
樹木剪定



ゴミ出し

1 ちょい困サービスの運営費補助

| | |
|------------|---|
| 内容 | 日常生活支援（ちょっとした困りごと） [具体例] ゴミ出し、電球交換、草刈、衣替え、買物付添など |
| 利用者の要件 | 次のいずれかの要件を満たす人 要支援1・2 事業対象者（チェックリスト該当者） 要介護1から5のいずれか （ただし、要介護認定を受ける前から、事業対象者または要支援認定を受けて、住民主体型サービスを継続して利用している方に限る。） |
| 補助対象経費 | 間接経費のみ 消耗品費 印刷費（チケットやちらしの作成など） 光熱水費 通信費（コーディネーター用電話など） 借上料（事務所の家賃） コーディネーター費（連絡調整役の賃金） |
| 補助上限額 | 月平均の利用者数（要支援1・2、事業対象者、要介護1～5）が （1） 1人以上4人以下 50,000円（年間） 5人以上9人以下 75,000円（年間） 10人以上 100,000円（年間） （2）市の補助を受け運営している建築物を拠点にする場合 1人以上4人以下 25,000円（年間） 5人以上9人以下 38,000円（年間） 10人以上 50,000円（年間） 開設期間によって支給割合の設定あり |
| サービス提供者の要件 | 次のすべてを満たす人 市内在住の専従者が3人以上（専従者以外の従事者を置く場合はその半数以上が市内在住） 活動拠点が市内 週1日以上の利用可能日 |
| 利用者負担額 | 各団体に定める |

ちょい通サービスとは (通所型サービスB)

空き家や
自治会館を活用

3人以上の
地域住民主体の団体
(法人格の団体を除く)



歩いて行けるところ
に通いの場がある
といいな。

利用料

要支援1・2
事業対象者
要介護1から5



サービス提供

サービス内容
地域の身近な通いの場



軽体操



料理教室
カフェ



支援

流山市

補助金の交付



担い手養成研修



2 ちょい通サービスの運営費補助

| | |
|------------|---|
| 内容 | 身近な通いの場づくり [具体例]ミニデイ、軽体操、カフェ、料理教室など |
| 利用者の要件 | 次のいずれかの要件を満たす人 要支援 1・2 事業対象者（チェックリスト該当者） 要介護 1 から 5 のいずれか （ただし、要介護認定を受ける前から、事業対象者または要支援認定を受けて、住民主体型サービスを継続して利用している方に限る。） |
| 補助対象経費 | 間接経費のみ 消耗品費 印刷費（チケットやちらしの作成など） 光熱水費 通 信費（コーディネーター用電話など） 借上料（事務所の家賃） 講師謝礼 コーディネーター費（連絡調整役の賃金） |
| 補助上限額 | 月平均の利用者数（要支援 1・2、事業対象者、要介護 1～5）が （1） 1人以上4人以下 75,000円（年間） 5人以上9人以下 100,000円（年間） 10人以上 150,000円（年間） （2）市の補助を受け運営している建築物を拠点にする場合 1人以上4人以下 50,000円（年間） 5人以上9人以下 75,000円（年間） 10人以上 100,000円（年間） 開設期間によって支給割合の設定あり |
| サービス提供者の要件 | 次のすべてを満たす人 市内在住の専従者が3人以上（専従者以外の従事者を置く場合はその半数以上が市内在住） 活動拠点が市内 週1日以上の利用可能日 |
| 利用者負担額 | 各団体で定める（ 実費は利用者負担 ） |

ちょい困サービス + (プラス)とは (訪問型サービスD)

3人以上の
地域住民主体の団体
(法人格の団体を除く)



利用料

サービス提供

要支援1・2
事業対象者
要介護1から5

買物に行きたい
けど、重いもの
を持って歩くの
は大変だな...



サービス内容(ちょい困サービスと一体的に行う) 移送前後の生活支援



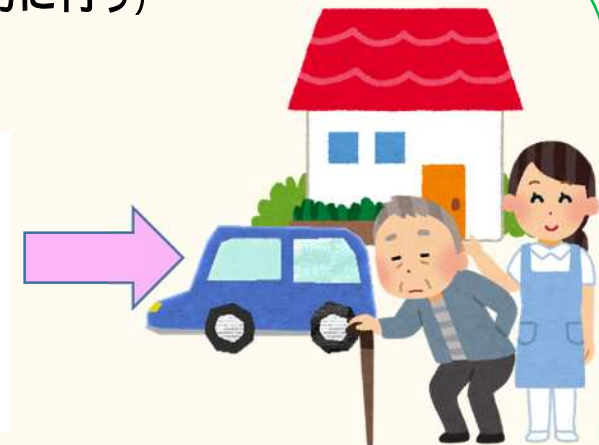
移送前後の生活支援
(訪問型D)



病院の付添
(訪問型B)



買物の付添
(訪問型B)



移送前後の生活支援
(訪問型D)

3 ちょい困サービス + の運営費補助

| | |
|------------|---|
| 内容 | ちょい困サービスと一体的に行う移送前後の生活支援 |
| 利用者の要件 | 次のいずれかの要件を満たす人 要支援 1・2 事業対象者（チェックリスト該当者） 要介護 1 から 5 のいずれか （ただし、要介護認定を受ける前から、事業対象者または要支援認定を受けて、住民主体型サービスを継続して利用している方に限る。） |
| 補助対象経費 | 間接経費のみ コーディネーター費（連絡調整役の賃金） |
| 補助上限額 | 25,000円（年間） 開設期間によって支給割合の設定あり |
| サービス提供者の要件 | ちょい困サービスと一体的に行う 送迎は無償運送 |
| 利用者負担額 | 各団体で設定（ 送迎部分は無料又はガソリン代等の実費程度 ） |

4 住民主体型サービスの準備金

| | |
|--------|----------------------------------|
| 内容 | 住民主体型サービスを始める団体に対し初年度のみ交付 |
| 補助対象経費 | 消耗品費 修繕費（軽微なものに限る。） 借上料 備品購入費 |
| 補助上限額 | 1拠点につき上限150,000円 |

< 対象外 >

既に市からの補助を受け運営している建築物を活動拠点にする場合
本補助を受けたことがある専従者がいる場合（異なるサービス種目の場合を除く）

既に住民主体型サービス補助金の交付を受けた建築物を活動拠点にする場合